

平成 29 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会議録

平成 29 年 7 月 28 日開会

柳泉園組合議会

平成29年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第2号（上程、説明、採決）	2
・指定第2号（上程、説明、採決）	3
・選挙第3号（上程、説明、採決）	5
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	7
・選任第2号（上程、説明、採決）	7
・諸般の報告	8
・行政報告	8
・議案第16号（上程、説明、採決）	31
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	32
○閉 会	32

平成29年第2回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成29年7月28日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
 2. 選挙第2号 議長の選挙
 3. 指定第2号 議席の指定
 - 追加日程1. 選挙第3号 副議長の選挙
 4. 会期の決定
 5. 会議録署名議員の指名
 6. 選任第2号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 7. 諸般の報告
 8. 行政報告
 9. 議案第16号 柳泉園組合監査委員の選任について
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
 10. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小山 實 | 2番 佐藤 一郎 |
| 3番 村山 順次郎 | 4番 後藤 ゆう子 |
| 5番 田中 のりあき | 6番 たきしま 喜重 |
| 7番 深沢 まさ子 | 8番 小西 みか |
| 9番 友野 ひろ子 | |

2 関係者の出席

- | | |
|------|--------|
| 管理者 | 並木 克巳 |
| 副管理者 | 渋谷 金太郎 |
| 副管理者 | 丸山 浩一 |
| 助 役 | 森田 浩 |

会計管理者	坂 東 正 樹
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	山 下 一 美
西東京市みどり環境部長	松 川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	横 山 雄 一
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	宮 寺 克 己

書記	濱 田 伸 陽
書記	本 間 尚 介
書記	滝 村 和 道
書記	川 原 龍太郎

午後 1時30分 開会

○副議長（田中のりあき） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○副議長（田中のりあき） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とさせていただきます。

○副議長（田中のりあき） 「日程第2、選挙第2号、議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといた

したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、東久留米市代表委員であります佐藤一郎議員にお願いいたします。

○2番（佐藤一郎） 議長に西東京市選出の田中のりあき議員を指名いたします。

○副議長（田中のりあき） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名をされました私、田中のりあきを議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いただきました私、田中のりあきが議長に当選をいたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

ただいま議長に御推挙いただきました西東京市議会の田中のりあきでございます。何分、ふなれではございますが、皆様の御協力によりまして公平公正な議会運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） それでは、「日程第3、指定第2号、議席の指定」を議題いたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定をさせていただきます。

ここで、関係市の議会人事の改選に伴い、本日、柳泉園組合議会議員とし、新たに選任された方も御出席されておりますので、議員各位の自己紹介をお願いいたします。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議ないようですので、自己紹介をお願いいたします。

まず最初に、私から自己紹介をさせていただきます。西東京市から選出されました田中のりあきでございます。

それでは、第1番、小山議員から順次お願いいたします。

○1番（小山實） 東久留米市から選出されました小山實です。どうかよろしくお願いいたします。

○2番（佐藤一郎） 東久留米市、佐藤一郎と申します。よろしくお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 東久留米市から選出をしていただいております村山順次郎と申します。所属の会派は日本共産党です。よろしくお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 西東京市選出の後藤ゆう子です。生活者ネットワークに所属しております。柳泉園は2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（たきしま喜重） 遅参してしまいまして申しわけございません。西東京市議会のたきしま喜重と申します。よろしくお願いいたします。

○7番（深沢まさ子） 清瀬市から選出されました日本共産党の深沢まさ子です。よろしくお願いいたします。

○8番（小西みか） 清瀬市選出の生活者ネットワークの小西みかと申します。3期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（友野ひろ子） 同じく清瀬市から選出されております友野でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） ありがとうございます。

続きまして、森田助役より、特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願いいたします。

○助役（森田浩） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、並木克巳東久留米市長でございます。

○管理者（並木克巳） 並木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、副管理者、渋谷金太郎清瀬市長でございます。

○副管理者（渋谷金太郎） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 同じく副管理者、丸山浩一西東京市長でございます。

○副管理者（丸山浩一） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 続きまして、坂東正樹会計管理者でございます。

○会計管理者（坂東正樹） 坂東です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の佐々木都市整備部長でございます。

○清瀬市都市整備部長（佐々木秀貴） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 東久留米市の山下環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（山下一美） 山下です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 西東京市の松川みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（松川聡） 松川です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。

新井総務課長でございます。

○総務課長（新井謙二） どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 横山施設管理課長でございます。

○施設管理課長（横山雄一） 横山です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 佐藤技術課長でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 宮寺資源推進課長でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） 宮寺と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 議会の書記といたしまして、濱田庶務文書係長でございます。

○庶務文書係長（濱田伸陽） 濱田です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） それと、あと、本間庶務文書係主任でございます。ただいま離席して
ございます。

それから、同じく滝村主任でございます。

○庶務文書係主任（滝村和道） 滝村です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 同じく川原主事でございます。

○庶務文書係主事（川原龍太郎） 川原です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。どうぞよろしくお
願い申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中のりあき） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中のりあき） 先ほどの議長選挙の結果に伴い、ただいま副議長が欠けており
ます。

お諮りいたします。ここで日程を追加し、「副議長の選挙」を先議したいと思います。
これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更し、追加日程第1
を先議とすることと決しました。

「追加日程第1、選挙第3号、副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。

それでは、東久留米市選出の小山實議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました小山實議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました小山實議員が副議長に当選をいたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いしたいと思います。小山實議員、よろしくお願いたします。

○副議長（小山實） ただいま副議長に選任されました小山實です。ふなれですが、適時適切な運営に田中議長のもと努めてまいりたいと思いますので、どうか皆様、よろしくお願いたします。

○議長（田中のりあき） ありがとうございます。

○議長（田中のりあき） 「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきまして、6月30日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市代表委員でございます佐藤一郎議員に報告を求めます。

○1番（佐藤一郎） 去る6月30日、代表者会議が開催され、平成29年第2回柳泉園組合議会定例会について協議をしておりますので、御報告申し上げます。

平成29年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、7月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第9、議案第16号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。

最後に、「日程第10、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（田中のりあき） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、深沢まさ子議員、第8番、小西みか議員、以上のお二人をお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

小山實議員、佐藤一郎議員、たきしま喜重議員、深沢まさ子議員、友野ひろ子議員、以上の5人の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたします。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、以上の皆様を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することと決しました。

○議長（田中のりあき） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（田中のりあき） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

平成29年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市ともそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、1件の議案を提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第2回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第8、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成29年2月から4月までの3カ月間の柳泉園組合

における事業運営等についての御報告でございます。お手元に御配付の行政報告に沿って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、2月10日に関係市で構成する事務連絡協議会及び13日に管理者会議を開催し、平成29年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議をいたしております。

次に、2月24日に柳泉園組合水銀混入調査対策委員会、2月25日に柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会を開催しております。

また、4月7日に事務連絡協議会及び10日に管理者会議を開催し、平成29年第1回柳泉園組合議会臨時会の議事日程(案)等について協議をさせていただいております。

続きまして、2の見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページでございます。3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおり、アクセス数がございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございます。表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、2月9日に例月出納検査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は4件の工事請負契約及び9件の委託契約を行っております。それぞれ詳細につきましては、別紙の行政報告資料に詳しく記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万6,126トンで、これは昨年同期と比較いたしまして755トン、4.5%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万4,346トンで、昨年同期と比較いたしますと756トン、5%の減少でございます。不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,672トンで、昨年同期と比較いたしますと6トン、0.4%の減少、また粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり108トンで、昨年同期と比較しますと7トン、6.9%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

また、小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づきまして、表4-1に記載のとおり、今期は33トンの可燃ごみを受け入れております。

次に、5ページでございます。表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページでございます。表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,671トンで、昨年同期と比較いたしまして24トン、1.4%の減少となっております。

次に、9ページでございます。2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2月に3号炉の定期点検整備補修（その3）を実施しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。3月には3号炉の定期点検整備補修（その3）が完了いたしまして、その後は順調に稼働しております。また、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。4月には1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、また敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万5,878トンで、昨年同期と比較しますと552トン、3.4%の減少となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

11ページの表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載してございます。今期につきましても検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。2月にごみ投入クレーンの補修、破砕機爆発復旧補修を実施してございます。3月にバグフィルターの清掃を実施し、その後、施設は順調に稼動してございます。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、今期の不燃・粗大ごみの処理量は1,780トンで、昨年同期と比較いたしますと1トン、0.1%の増加となっております。

続きまして、14ページでございます。(3)リサイクルセンターの関係でございますが、今期は特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,671トンで、昨年同期と比較しますと24トン、1.4%の減少となっております。

続きまして、15ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期の関係市分は2,172トンで、昨年同期と比較しますと198トン、8.4%の減少となっております。

なお、小金井市分を含めました搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋め立て処分をせず、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

なお、不燃物再利用として固形燃料化の委託につきましては、平成29年3月まで実施しておりましたが、4月からは不燃物の再利用、これはガス化溶融委託として再利用してございます。この不燃物再利用のガス化溶融委託の実施理由、処理概要につきましては、行政報告資料の15ページ、「不燃物再利用(ガス化溶融)委託」についてに記載してございますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

続きまして、16ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は273キロリットルで、昨年同期と比較しますと16キロリットル、6.2%の増加となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページの2、施設の稼働状況でございます。今期は2月に受水槽の清掃を実施し、施設は順調に稼働してございます。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、18ページでございます。施設管理関係でございます。1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、テニスコートは17%増加しております。野球場は14%、会議室は58.9%、室内プールは56.4%、浴場施設は8.3%、トレーニング室は66.7%とそれぞれ利用者が減少しております。今期の利用者の大幅な減少につきましては、厚生施設プール棟大規模改修工事の実施に伴いましてこの施設を休業したのが要因となっております。詳細につきましては、19ページの表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載のとおりでございます。

次に、20ページでございます。(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後になりますが、2点ほど報告させていただきます。

1点目でございますが、平成28年第4回柳泉園組合議会定例会で上程させていただき、議決をいただきました議案第23号であります「資源回収物売払代金未納に関する和解について」の経過について御報告させていただきます。

このことにつきましては、平成27年度12月分のペットボトル売り払い代金であります305万2,368円が、契約の相手方である株式会社三友商事の経営悪化等により、支払い期日までに支払いがされなかったため、契約の相手方との紛争を早期に解決することを勘案して、ペットボトル代金請求事件和解に伴う合意書を締結させていただいておりましたが、その後、この和解条項に基づきまして、相手方より期日までに売り払い代金及び遅延利息も含めて全て完済されたことを御報告させていただきます。

2点目でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約による住民訴訟事件の経過について御報告申し上げます。

去る平成28年11月4日付、関係市の住民20名によりまして、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約の取りやめを求める住民監査請求が提出されております。これを監査いたしました結果、同年12月28日付で同請求を棄却しております。

この棄却の結果を不服といたしまして、関係市の住民13名によりまして、平成29年1月25日付で東京地裁へ住民訴訟事件が提訴されております。同年5月11日付で東京地裁から本訴状などが柳泉園組合管理者宛てに送付された後、同年6月30日に第1回口頭弁論が行われております。

今回の請求の趣旨といたしましては3点ございまして、1点が、被告柳泉園組合は、同組合が行おうとしている長期包括契約を中止するように請求する。これが1点でございます。また、2点目ですが、被告柳泉園組合は、同組合が長期包括契約を締結したときには、並木克巳に対して同契約金を請求することを求める。第3点目でございますが、訴状費用は被告の負担とするとして、その3点の内容でございます。このことにつきまして、第1回口頭弁論が行われまして、本事業については平成29年4月28日に既に契約済みであるため、契約の差しとめについては取り下げを検討すること、また原告より提出された準備書面につきましては不備があるため再度提出するよう、裁判長と原告側で協議がなされた経過がございます。

第2回口頭弁論は、9月8日、金曜日の予定でございます。

なお、本件における裁判の対応につきましては、顧問弁護士であります中村法律事務所に訴訟委任して対応させていただいているところでございます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対します質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 幾つか御質問したいと思います。

大規模改修を経まして厚生施設がリニューアルオープンということで御報告がありました。大幅に減少しているという御報告なんです、2、3、4という合計で見ると、前年度で減少しているという見方だと思うのですが、今定例会の時点でいえば例えば4月だけとった場合、プール等のリニューアルをしたところは前年比でどういう状況になっているのか。ふえているのかどうかも含めて御説明いただければと思います。

あと、そのリニューアルした後、一定期間がたっておりますが、御要望が一定あるのかなと思います。オープン後、どのような御要望があって、それへの対応というのはどうされているのか、お聞きをしたいと思います。施設管理課はそれでいいと思います。

前定例会で、少し記憶が間違っているかもしれないんですが、ホームページのリニュー

アルを今年度中にするというお考えが示されたように記憶しているのですが、その進捗がもしあればお聞きをしたいと思います。

それで、総務課に関連するところでは、長期包括委託の訴訟について御説明がありました。裁判になったということなんだろうと思うのですが、そうすると、一定我々の契約について違法性の主張というのがあったんだろうと思うのですが、この法律にこのように違反しているからこのような要望をするということだと思うのですが、先方の主張ですね、どういう点についてこの契約について問題だと、このような違法性があると。不当だということでは裁判までにはならないのかなと、制度上、そういう認識を持っておりますので、先方の違法性の主張、どの点についてどのように違法だと主張されているのか、お聞きをしたいと思います。

それで、水銀混入調査対策委員会の報告書を3月にいただいております。委員の皆様には真剣な議論のもと、報告書をまとめていただきまして、まずお礼を申し上げたいと思います。それで、13ページに、12ページでもいいんですが、提言ということがありまして、9.2というところで柳泉園組合の提言ということで、具体的に書かれているものとやや抽象的になっているものと幾つか、9項目と言っていいんですかね、ございます。それで、この提言を受けて実施しているもの、今年度中に実施予定のもの、ホームページによる啓発なんていうのはもうやられているかどうかも含めて、既にやられているものも幾つかあると思いますが、この提言を受けての柳泉園組合としての対応、現段階での実施しているもの、今年度中に実施予定のものがあれば御説明いただければと思います。

最後になると思いますが、三友商事さんによる代金未納の経過、解決してよかったなと思います。別のところで別の未収金がまだあるというのが我々の組合の課題の一つにはなっているわけですが、今回比較的早期に解決した要因、今後に生かしていくという意味でも、そういう振り返りというか、まとめを一定されているのかなと思うのですが、今回幸いにも一定の期間で未収金が支払ってもらえたことができた、その要因というのはどういうふうに捉えられているのか、お聞きをします。

○施設管理課長（横山雄一） まず1点目のリニューアル後のプールの利用状況でございますが、4月におきましては前年比923人の増、20%の増となっております。これは無料開放の873人を含めた数字となっております。なお、無料開放を除いた数字ですと9.6%の増となっております。また、4月から6月までの利用者数を前年度と比較いたしますと、1,300人、7.6%の増となっております。今後は従前のPRに加え、さまざま

なイベントや教室等を実施して積極的にPRしていきたいと思っております、今年度既に実施したものといたしまして、6月25日の日曜日にプール子ども開放を実施いたしました。こちらは3時間、子どもたちだけにプールを開放するイベントで、全てのプールを自由に使ってもらうイベントを実施いたしました。例えば、歩行用のプールを流れるプールに利用したり、あと、25メートルプールを自由に遊んでいただくイベントを実施いたしました。当日は子ども154名、保護者を含めまして225名が来場したところでございます。

続きまして、要望等への対応でございます。市民からの要望は毎回数多く来ているところでございますが、その中でも4月から多かったのが、プールに当初設置しておりました脱水機を撤去したことによる設置要望がかなり多くありました。それを受けまして、ちょうど昨日なんです、脱水機を新たに設置いたしました。4月から大変利用者の皆様方には不便をかけ、御迷惑をおかけしたところでございますが、昨日つけましたので、それを利用していただければと思っております。なるべく要望には対応していきたいと思っておりますが、できるものとできないものがございますので、それをうちのほうで検討して対応していきたいと思っております。

○総務課長（新井謙二） それでは、まず2点目でございます。ホームページのリニューアルにつきましては、現在のところ、担当課と各担当者によりましてリニューアルを含めまして、今年度12月中には何とかその方向性を見いだしていきたいということでございます。今後、検討してまいります。

それから、3番目の訴訟の件でございます。相手方につきましては、地方自治法214条、債務負担行為に違法しているということと、それから、それに伴いまして、債務負担行為に伴う書類が完備されていないということでございます。それから、同じく地方自治法96条でございます。こちらにおきましては議会の議決事項でございます。そちらのほうに対しても違反をしているということでございます。それから、最後でございますが、廃棄物処理法、清掃に関する法律にも違反をしているということで、地方自治法違反及び廃棄物処理法違反であるので、この契約については不当であるという内容でございます。

2番目、3番目につきましては以上でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 続きまして、水銀の関係で、柳泉園組合の提言のところでございます。

まず、全般的な事項ということで、構成3市との連携による搬入された廃棄物への水銀

混入の防止というところですが、若干違うかとは思いますが、今関係3市それぞれ水銀の一斉回収を予定されております。その打ち合わせに柳泉園組合も参加して、協力し合えるところは協力していくと。あと、細かい内容についてはこの会議の中で最終的に決めていくということで動いております。

続きまして、非常時の対応ということでマニュアルはできておりますし、ただし、訓練の実施はまだ行ってはおりません。搬入された蛍光管、廃乾電池の管理体制の向上ということで、こちらに関しましては保管場所を新たなところに移動いたしまして、コンクリートの壁で囲われている場所です。そちらに門を設置いたしまして、その日の作業が終了した後は鍵を締めて、誰も入ることができないような体制が整っております。

次の運搬業者に対する搬入検査と啓発等の強化ということですが、こちらはまだ至っておりません。

その次の5番目、関係3市と柳泉園組合による搬入物、搬入方法等を協議する共同部会の設置ということで、こちらは近々に行う予定でございます、一応幹部会という形で、携帯型の簡易測定器等の購入で、先日納品がありました。その取り扱いについて、細かいことについてはやはり関係3市と詰めていかなければいけないところもございますので、きちんとしたマニュアルを作成後、運用したいと考えております。

あと、構成3市が行う市主催の行事等の場を活用しての啓発活動への参加協力ということですが、この辺もまだ対応はしておりません。

次に、7番目の排ガス中の水銀濃度低減等に関連する技術情報等の収集ということですが、これは随時行ってはしまして、情報があり次第、新たなものを収集していくということで、今のところ新たな情報は柳泉園のほうには入ってきていない状況でございます。

あと、ホームページによる啓発活動ということですが、ホームページはもちろん、当初6月に発行を予定してありましてりゅうせんえんニュース、1カ月おくれまして7月の新聞の折り込みということで、こういうりゅうせんえんニュースを折り込みチラシと一緒に各戸配布しております。その中で、柳泉園クリーンポートの延命化のことで水銀のことが記載されておまして、水銀のことに関しまして一番最後に、各市のごみの出し方に従ってお出してくださいということ載せさせていただいております。

小学校の社会科見学その他見学会などにおける啓発活動ということですが、こちらはまだ水銀のことについては触れておりませんし、小学生に対しては少し難しいのかなとは感じておりますが、一般の大人の方に関してはこれを啓発活動していくように総務のほうに

協力依頼したいと考えております。

○資源推進課長（宮寺克己） 三友商事の未収金代金の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、平成27年の12月分のペットボトル売り払い代金が、12月分ですので、1月の下旬ごろに納期限ということで請求を起こしたんですが、それが入りませんでしたものですから、相手に連絡をとりました。今回の三友商事に関しましては、会社としては営業はしている、連絡もとれるということで、代表の方ですとか営業の担当者の方、二度ほど柳泉園のほうにも来ていただきまして、説明を聞くなり、支払いの見通しを伺うなどの対応をいたしました。

しかしながら、なかなか実際の入金ということに至りませんでしたものですから、柳泉園組合といたしましては顧問弁護士と相談をしながら法的手続、具体的には債権、それから動産の仮差し押さえということをいたしました。債権につきましては銀行預金100万円。それから、動産といいますのは、この会社はペットボトルを買い取って、それを工場で処理をしたものを業者に売り払うということをやっておりますので、その処理をして袋詰めにしたものを動産として仮差し押さえいたしました。両方合わせまして大体200万円ぐらいの値打ちがあったものなんですが、債権につきましては銀行に借金があるものですから、うちで裁判を起こして勝訴が確定して強制執行に行きましても、その銀行債権が優先してしまうものですから、柳泉園は実質的には取れる可能性が低いと。動産につきましては工場が動いておりますので、まだ仮差し押さえ以上に取れる可能性もあるということで引き続き相手方と、お互い代理人を通してですが、交渉を進めまして、先ほど行政報告にありましたような手続を踏みまして相手方と約束をし、最終的には遅延利息を含めて全て回収できたということでございます。大変御心配をおかけして申しわけございません。

今回につきましては、その業者が比較的にはしっかりした業者であって、連絡が常に、途中からは代理人同士ですが、連絡がきちんと途切れずにとれた、そういう業者であったということが結果ではございますが、よかったのかと思います。ただ、今後、業者選定につきましては経営状況等もよく見ながらしなければいけないと思いますし、あと、1カ月分を今まとめて請求をしておりますが、少し事務が多くなりますが、例えば半月分を請求して、その収納状況を見ましようとか、そういうことも今後、検討課題に上がるのかと反省を込めて思っております。

○3番（村山順次郎） 厚生施設、特にプールについて御答弁をいただきました。4月から6月度で前年比で7.6%増ということです。プラスとなったということは非常によかつ

たなと思います。ただ、それまでこの議論は結構長い経過がありまして、やはりプールの使用者数が前年比で減少、減少が続いていくのはなぜかという質問をしますと、やはり老朽化しているからという御答弁がずっと続いてきております。その低くなっているところと比べてふえたというところでもあるので、一定イベント等の取り組みもされているということでもありますので、引き続きこの面の努力をお願いしたいと思います。

要望についての対応で少し心配をしておりましたが、脱水機、水着等を持ち帰る際に使う簡易的な脱水機ですが、それについては設置をしていただいたということはよかったなと思います。引き続き、いろいろ多種多様に運営していきますと、御要望あると思いますが、適切に対応していただきたいと思います。

それで、ホームページなんですけど、水銀の問題にしても、長期包括委託の問題にしても、やはり市民の皆さんに情報を届けていくという一つのツールとして、りゅうせんえんニュースと並んで大事なものがホームページだと思います。やはりスマートフォンとかでも見られるように、多分ごみの持ち込み等でホームページにアクセスされる方が一般的には多いんだろうとは思いますが、そういう方がついでに水銀のこととか、長期包括委託のこととかについても、ああ、柳泉園はこういうことをしているのかというのが伝わるというのかなと思います。アクセス解析等、今の柳泉園組合のホームページがどういうふうに見られているのかというのは当然分析をされて、リニューアルされるホームページに生かしていくんだろうと思いますので、その辺の検討はあわせて今の時代に合ったホームページになるようにしていただきたいと。

再質問しますが、今のホームページの見られている傾向、どういう人がどういうふうに見ているのかという傾向の分析というのは現状されているのか、お聞きをしたいと思います。

それで、裁判のところは、先方の主張として2つの法律ですか、3点について違法性があるのではないかという、違法性について3点主張されているという御説明が裁判の関係でありました。次回は9月8日ということなので、この推移は見守っていきたいと思います。

水銀の関係ですが、話を省略してお聞きしますが、対応マニュアルを作成されたら御答弁がありました。それで、 $0.05 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ という自主規制値を持っていて、これについて2時間連続でこれを超えた場合、焼却炉をとめるという基準で今運営されているという認識を持っているのです。今回の問題にそもそも発端になった出来事については、議会でも

議論ありましたが、1時間0.05を超えた、検出したというのは1時間しかなくて、そのとき基準も何もなかったわけですけれども、その運転をされていた方の判断で焼却炉をとめた。また同じことが起こった場合、今の基準で言うと、1時間だけだからストップしないというやりとりもかつてあったんだと思うのですが、この今つくられたマニュアルのところについてはやはり0.05 mg/m³Nという基準を2時間超えたらストップをすると、それを具体的にどういうふうに判断して、誰にどう連絡をして、そういうことが多分マニュアルに書かれているのだと思うのですが、現状はやはりそういうふうになっているのか、あるいは何らか工夫、改善がされているのか、その点だけ再度御説明いただければなと思います。

最後に、未収金の回収ですが、305万円余ということで回収できてよかったなと思います。これまでの経過、きょうの御答弁を聞いていても、やはり弁護士さんに御相談をされて、いろいろ知恵をかりるということもまた重要だったのかと個人的には感じております。入り口のところでどういう業者さんにお仕事をお願いするかということは、それはそれで精査はしていく必要があるとは思いますが、同時に、未収金が生じるということ自体はやはり社会的な常識から考えれば、それがあった時点で何かが起こっているということでもあると思うので、どういう対応をとるかは別にして、せっかく弁護士さんと契約されていますので、起こった途端にどういう対応ができるのか、ケース・バイ・ケースでいろんな状況があると思いますので、そういうところも今後の参考になるかなと。毎年起こってもらっても困るんですが、課長さんの中で引き継ぎをしていって、対応ができるように教訓にしていいただければなと思います。最後のところは要望です。2点再質問したかと思えます。よろしく申し上げます。

○総務課長（新井謙二） ホームページの関係でございます。

ホームページのアクセス数でございますが、6割以上が厚生施設関係でございます。そのほか細かい詳細につきましては、まずこのアクセス数につきましては、トップページにアクセスした件数でございますので、ホームページにおきましては、例規集をのぞきますと200ページ以上ございますので、それ一つ一つにつきましてまだ詳細については分析をしておりませんが、今後のリニューアルに向けましてはそのような形で分析をして、よりよいものにしていきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀が検出された場合、0.05、2時間連続で超した場合というところでございますが、こちらに関しては過去にも御答弁させていただきましたが、一

応ケース・バイ・ケースと、基本的なスタンスとしては0.05、2時間連続ということはどうたっていますが、明らかに2時間では落ちないだろうとか、急激なかなりの、この間の0.14みたいな高い数字が出たときは、それは即時とめるような対応をとるようにしております。ですので、何が何でも0.05を超していても2時間ずっと待っているということではございません。

○3番（村山順次郎） 水銀のところは了解をいたしました。

ホームページなんですけど、ホームページをつくる業者さんとお話をしますと、直帰率ということの一つ指標にしてホームページってつくられるらしいんです、最近。「柳泉園組合」と検索して、例えば「柳泉園 プール」と検索された方がホームページに来ますよね。その方はプールの情報が知りたいだけなので、プールの情報を見たら帰ってしまう、それを直帰率と言うんですが、これが直帰率が高ければ高いほど、よくないホームページという評価をするんですね。だから、そのついでに、柳泉園のプールが何時からやっているのかと調べに来た人が、ついでに別の情報も見てもらえる、見てくれるホームページというのがいいホームページらしいんです。そういう情報も多分、業者さんとやりとりする中でお手元に届くと思うので、そういうところもひとつ意識していただいて、厚生施設を調べに来た方がついでに柳泉園組合の本来の業務で市民の皆さんに伝えたいことを受け取ってもらえるようなホームページ、スマートフォン等でも見られるホームページにしてほしいなということは要望して、終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○4番（後藤ゆう子） 素朴な質問なんですけれども、まず6ページの有害ごみ搬入状況の蛍光管のところなのなんですけれども、この3カ月の合計、3市のが載っているのなんですけれども、単純に考えて、ほかのごみに比べて人口比ほど蛍光管に限っては3市の差が出ないのはなぜかなというのがまず1つ目の質問で、それから、16ページのし尿処理施設関係のところ、搬入状況もシンプルに、どんどん水洗化されてし尿の搬入量というのは減るのかなと、ぱっと思ってしまったのですが、今回増加しているというところで、この利用は何なのかという素朴な疑問にもお願いいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

6ページの表5-1の有害ごみの搬入状況でございます。確かに人口でいきますと西東京市が一番多いわけでございますが、蛍光管の本数につきましては、収集されて柳泉園に持ち込まれた方によりホワイトボードに本数を書いていただいております。私どもはその

本数をいただいて、このように御報告に使わせていただいているものですから、一応市からの報告としてこういう収集がされていると考えてございます。

それから、し尿の16ページでございますが、今回、表17-1の総量で見ますと、3カ月で約272キロリットル、昨年が257キロリットルで15キロリットルほどふえております。表17-2と17-3が、いわゆる2が生し尿と呼ばれているものでして、17-3が浄化槽に一回ためて、そちらを清掃してお持ち込みになるものと。その内訳を見ていただきますと、浄化槽汚泥で一番最後の表が今年は128キロリットルほど、昨年在が110キロリットルと18キロリットルほど内訳でふえてございます。さらにその市別で見ますと、今回につきましては東久留米市の浄化槽汚泥をごらんいただきますと、東久留米市が35キロリットルほど、昨年在が13キロリットルほど。これは浄化槽汚泥を引き抜くとかと言うんですが、清掃業者に頼みまして、それを御家庭のもので柳泉園にお持ち込みいただくという作業がございます。市のほうに聞いたんですが、はっきりとはまだ結論ではないんですが、その清掃をした回数とかがふえれば、この期、その月において搬入される量がふえると、単純に考えてそのような数字の搬入ということになってございます。

ですから、はっきりこれが原因というのはこのし尿に限らず、ふえた、減ったというのはなかなか御説明しづらい部分もございますが、浄化槽汚泥などにつきましては清掃の回数全体が少ないものですから、例えば1回、2回ふえましてもかなり量には影響してくるのではないかと考えております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

そうすると、蛍光灯は搬入した人がホワイトボードに書くということの値ということで、実際の数が違うかもしれないと、そんなに大きくは差がないのかということと、あと、LED、うちも家の中のをちょうど六、七年前にLED化したんですが、LED化するとLEDの電球なんかは有害ごみではなくなる、ごめんなさい、まどろっこしい質問なんですが、それをお聞きしたいです。

し尿の件は、清掃の回数によって結構パーセンテージが変わってしまうというのがわかったので、そちらはもう結構です。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

蛍光灯につきましては、収集の仕方は各市によって違います。ある特定の曜日にかなりたくさん来る場合もあれば、例えば市の中にそういう回収の箱がありまして、そこに入る

蛍光管を入れていただいて、それを順次市の車が回っていくとかというやり方、少し市によってやり方が違うようなんですけれども、入るときにはかなり一度に入ることもあるものですから、それはお持ちいただいた量を柳泉園組合としては正として記録をしているところでございます。

それから、LEDの証明器具が最近ふえてございます。LEDにつきましては、いわゆる蛍光灯は中に水銀が使われております。それに代替するものがまだなかなか見つからないということで、蛍光管については水銀というものがしばらくまだ使われているのだらうと思います。ただ、LED照明につきましてはそのようないわゆる有害なものというものは中に使われておりませんので、使い終わりましたら不燃ごみとかそのようなことで、かなり寿命が長いと思うのですけれども、処分されるのは問題ございません。

○9番（友野ひろ子） 小池都知事が普通の電球からLEDにかえる人には無料に対応するというので、市内の中でもそのニュースを聞いて、そういうふうにかえていく、シフトしている人が多いんですが、これは予測は何市が一番多いんでしょうとそういう質問ではなく、その認識はおありになると思いますが、いかがでしょうか。

○資源推進課長（宮寺克己） 今、友野議員がおっしゃいました東京都の環境局が行っているキャンペーンですが、いわゆる白熱電球を2つ以上、御家庭でお使いのものを市内の電気店とかに持っていきますとLED電球が1つもらえる。3個持っていても4個持っていても1つのようなのですが、実は私も先週の末に家にあったものを近くの電気屋さんに行っていきまして、LEDを1個頂戴いたしました。啓発といいますか、周知の方法にもよると思うのですが、非常に効果があることではないかと思っております。

○議長（田中のりあき） ほかに。

○2番（佐藤一郎） 不燃物再利用委託について質問いたします。

これまで3月までは固形燃料だったものを4月からガス化溶融となったということでございました。資料も拝見いたしましたけれども、ガス化溶融に変えた理由はわかったのですけれども、この業者の選定なんです、業者の選定が、現在指名参加登録している業者が2社ありと、その辺のことにに関してなんです、この文章を読ませいただきますと、両者とも施設のオーバーホールがそれぞれ年2回、約2週間と2カ月予定されておりということなんですけれども、最初に、2つの会社はどちらなのかというのをまずお聞きしたいのと、それと2社とも2週間と2カ月のオーバーホールがあって、その2カ月のところだけ、要するに2カ月が一緒の時期に休んでいるのか、2カ月、2カ月、別な時期に休ん

でいて、その4カ月分を千葉市にあるジャパン・リサイクル株式会社というところに受け入れをしてもらうのかということと、そのジャパン・リサイクル株式会社というところと随意契約したとございますけれども、随意契約、これはいつされたのかということで、先ほどこの資料に入っています行政報告資料の契約には載っていないものですから、いつ契約されたのかということをお聞きいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） 行政報告資料の15ページでございますが、業者選定につきまして2社と書いてございますが、1つが今回契約いたしましたジャパン・リサイクル株式会社、それからもう1社が埼玉県の寄居町にございますオリックス資源循環という会社でございます。

そのオーバーホールの関係なんです、両者とも伺いましたところ、大体オーバーホールにかかる期間としては2カ月と2週間ぐらいということで、2カ月でかなり大幅なものをやるということで、今回の契約につきましては4月1日に契約を交わしまして、ジャパン・リサイクルに大体週2回ぐらい取りに来てもらうんですが、通年、不燃物を持っていていただくということでございます。

1つ問題になりましたのが、2カ月間、相手方の工場がとまるということがございまして、その間、うちは工場は動いておりますので、うちからの不燃物が出せません。処理はできません。ただ、2カ月の間は向こうで受け入れていただくことはできますということをお聞きいたしました。そういうことを確認しました結果、ジャパン・リサイクルが2カ月間のごみも受け入れることができますということをお聞きしたものですから、では、ジャパン・リサイクルに通年の処理をお願いしようということが一番の決め手でございます。契約としましては、今年度4月1日から既に実施してございます。

契約の一覧表につきましては、基本的には総価で250万円以上の委託あるいは、工事契約が載ってございます。この不燃物再利用委託につきましては単価契約と言いまして、1キロ幾ら、1トン幾らということで、最終的に1年間どのくらい持っていくかと予算はもちろん決めてございますが、実績として確定はしておりませんので、その単価契約につきましてはここには載っていないということで、予算としましては大体4,000万円程度になっております。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、先ほどの村山議員のご質問に関連してなんですけれども、まずは資源回収など未

納の関係ですけれども、過去にアルミ缶の回収に関しまして未回収になっているものがあると思っておりますけれども、こういう再発防止のための措置としまして、例えば、こうした財産状況の会社であれば何か月分の取引はためないとか、あとは幾ら以上の債権は持たせないとか、そういう基準を決めるということはしていらっしゃるのでしょうか。先ほど今回の300万円の件に関しましては回収がきちんとできたということで、以前の対応よりはきっと素早く対応していただいたということで、いろいろ手段が弁護士さんのほうもご提案があったのかなと想像はしておりますけれども、そうした日常的な債権管理という点で、組合として債権は1カ月分以上は持たせないとか、あとはこうした会社の規模だったら幾らまではという、そんな一定の基準を設けるということをされているのか、お聞きしたいと思います。

それと、先ほど水銀の発生した場合、とめるということの基準ですけれども、2時間超えるというのを待っているということではなくて、高いときにはすぐとめますという御答弁だと思っておりますけれども、これから運転のほうも徐々に全面的に委託されていくということの中、こうした基準というのはきちり決めておかないと、なかなかではどうしたらいいんだということが難しい局面もあるのかと思っております、このようなところはどんなときが高いときだという判断になるのかといったような、その具体的な数値などがございましたら教えていただければと思います。

それと、契約に関係してですけれども、今回の長期の包括委託契約ということの関連で、クリーンポートの関係の整備点検補修、1ページ、2ページとクリーンポートの補修ということがありますけれども、これが今回の長期の包括委託契約とどういうふうに関連をしているのか、また今後、こういう定期点検整備補修ということに関しては、今後はその長期の契約の中でこうしたことが含まれているということなのか、ここについて確認をさせていただきます。

それと、この契約に関しましては、2ページ、3ページを見ますと、例えば2ページでは、予定価格が1,500万円に対しまして契約金額が900万円、入札の経過を見ましても1,700万円というのが2社、そして1,300万円、そして1社が900万円ということで、今回900万円のところが落札をしたわけですが、ただ、そうは言っても、1,700万円とか1,300万円という入札価格に比べて900万円というのは、この辺が大丈夫のかなと私は不安に思っております、こういう点については今回の発注内容について、その性能がきちんと満たされるかどうかというあたり、この辺はどのように確認

をされているのかについて御質問させていただきたいと思います。これは3ページにつきましても、5,000万円、6,000万円、それに対しまして2,600万円という、入札のそもそもの価格が大分低いというところが落札しておりまして、ここの3ページの分につきましても、その点の確認をどのようにされているのか、御説明いただきたいと思います。

それと、すみません、同じく契約に関しまして、12ページなんですけれども、これはパッケージエアコンの更新にかかわる設計の費用ということかと思いますが、入札の経過を見ますと、3社が辞退、最終的にはもう1社も辞退して、落札したのが1,000万円ということに対して300万円というところが落札をするということになっておりますけれども、これはどうしてこんなに辞退ということが多かったのかということも御説明をいただければと思います。

以上、お願いいたします。

○総務課長（新井謙二） まず、債権についての管理でございます。柳泉園ではそういうふうなことは行ってはおりません。

そのほか、防止対策といたしましては、まず登録方法につきまして、そのことについて従前におきましては3年間といいますか、1回登録すれば3年間有効だったものに対して、これから毎年、財務諸表とか、あと納税証明書、そのようなものを提出することによって毎年更新という方法に変えてございます。

それから、売り払いにつきましては、今まで指名選定委員会といいますか、内部での検討委員会はなかったのですが、500万円以上のものにつきましては内部の指名選定委員会で業者を選定するという方向に改めております。そのような形では防止対策といいますか、契約の方法などは見直してはございますが、債権管理については行ってございません。

○技術課長（佐藤元昭） まず最初に、水銀の停止基準ですが、具体的な数字を決めますと、その数字がやはりそこまで我慢しなければいけないような状況も出てくるかと思しますので、あくまでもケース・バイ・ケースで、上がり方によって、急激な上がり方をし、ごみの投入を減らし活性炭の吹込量を多くしても、マックスで吹き込んでも下がらないような場合であればとめなければいけませんので、じゃ、幾つになったらとめるのか、幾つならいいのかということの判断ではなく、そのときの状況で私のほうに連絡が来て、その詳しい状況を確認した後、停止の命令をします。それ以外では基本的には運転係の方々が判断してとめるということになろうかと思えます。

続きまして、契約の関係ですが、1ページのクリーンポート電気・計装設備点検整備補

修、これはその3ということで、3カ年契約の最終年であるため、随意契約となっているものでございます。ですので、今回の包括には含まれているものではございません。

続きまして、2ページ、こちらのクリーンポートごみ・灰クレーン定期点検整備補修につきましては、こちらは包括に入る前の契約ですので、柳泉園組合が契約しているものでございます。ですので、今後につきましては包括に含まれてくるものということでございます。また、金額につきましては、今回この工事を請け負った業者が初めて呼んだ業者でございます。ですので、実績が欲しいということも含めましての金額かとは思いますが。ただし、この福島製作所というところも大きな会社ですので、そんなに変な工事はしないでほしい、毎回整備係が立ち会ってきちんと整備されているかということは確認をしておりますので、確実に実行されるものと思われま

す。また、ちなみになんですが、2番札の極東サービスさんの約1,400万円、通年ですとこの極東サービスさんがとることが多かった関係を含めると、このぐらいの金額が妥当なところではないのかと判断しております。今回、この安い金額は、初めての業者ということで企業努力でこういう金額で応札したのではないかと判断しております。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、3ページの粗大ごみ処理施設定期点検整備でございます。粗大ごみは処理ラインが一つで、平日は工事が難しく土日が中心となっております。土日中心ですので、期間的にも長くなりますが、その工事を土日に行う際には手前どもの担当職員が出勤して、工事につきっきりになりまして、きちんと部品が新しいものになっているですとか、大体の仕上がりときには試運転を行って、きちんとそれは作動するものかとか、そういうものを確認をして、施工が確実に行われているということは確認しているところでございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、最後、12ページでございます。管理棟・工場棟空調設備更新工事实施設計委託の件でございます。こちらにおきましては5業者を選定いたしました。選定の方法といたしまして、やはり実績がある業者から選定をしております。辞退された理由でございますが、期日までに成果品が提出することが困難という業者、それから、手持業務が多いためにできないという理由で辞退、適切な業務体制を組むことが困難であるということで事前に辞退をされました。その結果、入札当日におきましては2社による競争で行いまして、1回目では予定価格に達しておりませんでしたので、2回目でこのような形で終わったということでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

まずは債権管理の件ですけれども、毎年、財務書類などを先方からいただいてチェックをしてということで、もちろんこれまでの3年間ということよりは当然に精度としては上がると思いますけれども、こうした計算書類は過去のを例えば半年くらいとかたって入手するとかということが多分多いのかなと思っておりまして、あまり大きい業者さんではないということになりますと、その半年とかというスパンですとなかなか厳しいときもあるのかなと私は感じております。ですので、ほかで同じところに委託をしていらっしゃる、多分、組合さんとか清掃関係のところはほかの自治体でもあると思いますので、そのような情報というものをお互いに共有をして、そんなことが何か支払いが滞っているという情報がないのかという、そういうことであれば恐らくそれほどお金をかけずにすることができるとかなと思っておりますので、もちろん計算書類をチェックするのは当然にさせていただかなければいけないことだと思いますが、それに加えて、そんな工夫もしていただく中で、できるだけやはり早いタイミングでそうした情報をつかんで、対応をできるだけ早くこれからもするという中で、こうしたことが防いでいくということが必要なかと思っておりますので、民間の会社さんは大体そういうことは日常的にやっているとしますので、ぜひそんな取り組みもお願いしたいと思っております。これは終わります。

次の水銀の関係なんですけれども、先ほどの御答弁ですと、課長が最終的には判断権限がある、そして運転を委託している場合は、運転の委託を受けている業者さんもとめるという御答弁をおっしゃっていたように思いますけれども、そうしますと、どんな場合にとめるのかというところはもう少しお互いに意思疎通を図っていないと、実際そういうことが起こったときというのは御連絡などもすぐにどうこうするということがなかなかできなかったりということがあるのかなと思いますけれども、この辺はもう少しどういう場合はとか、先ほど水銀の濃度を下げるためにいろんな工夫をした後で判断するという御答弁だったとも思いますけれども、そんなどんなことをするかというあたりも多分今までの経験の中から、こういうことをするとどうも効果があるみたいだということもきっとあると思うのですけれども、その辺のある程度の取り決めというんでしょうか、一定程度こんな工夫が必要だということであったり、あと、こんな状況になったらやはりとめたほうがいいよねという、そんな事前のもちろん組合の中での決め事も必要だと思いますし、あとは業者との間でのそういう打ち合わせということも必要かと思っておりますけれども、今後その辺のことは御検討される余地があるのか、もう一度御答弁いただければと思います。

それと、契約のほうに関しましては、1ページ、2ページに関しましてはわかりました。

これから今後、長期包括契約の中で同じようなことが必要になれば、契約の中にはもう既に含まれているということで認識をいたしました。今回は継続されている契約ということで引き続きということでも理解をいたしました。ただ、2ページ目に関しましては、先ほどの御答弁ですと、実際に工事が始まってからその辺を確認しながら工事を進めるという御答弁だったと思いますけれども、今回はこの契約をとりたいたから価格をすごく低くしてきたという御答弁で、その点については納得できるところではあります。ただ、実際に会社の能力というんでしょうか、できるのかどうかという、そういう見きわめみたいなのところもある程度必要なのかなと思っておりまして、その辺は実績がないということではなかなか判断するということは難しいのかもしれませんが、こういうことがあればこれはできるという、何かそうした判断できるような基準みたいなものというのはいないんでしょうか。もう一度御答弁をいただければと思います。

それと、3ページに関しましては、こちらも担当職員がついて確認をするということで、今回、入札価格は低いということですが、そういう中できちんと業務を行ってもらおうようにするということですが、この点に関しましては今質問させていただいたことと同じように、やはり一定程度の能力みたいなのところの見きわめというところが必要なのかなと思っておりまして、そこをどのように大丈夫だと判断されたのか。やはり途中でできないみたいなことかわるといのは、そのほうが余計お金がかかるという結果にもなると思いますので、その辺の判断というのはいさ少し慎重にされるということが必要なのかなと思って、そこについては確認をさせていただければと思います。

12ページの契約に関しましては、先ほどの御答弁ですと、期日であったり業務体制が無理だということから辞退をされたという御答弁だったと認識しておりますけれども、そうしますと、そんな短い期間ではできないよという、そういう依頼だったのか。また、業務体制としてできないということは、その辺がどういうことなのか、もう少し詳しくお聞きできればと思いますけれども、そもそも無理な日程で、無理な予定価格の中で入札をかけなければならないという、そんな入札というのがきちんとした仕事ができるということにつながるんだろうかと疑問を持つわけですが、ここについてももう少し御説明いただければと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀のほうの関係ですが、これは職員も委託も共通の認識でございます。その微妙なラインでのどうしようかというところの判断は最終的には私が下すというところでございますので、例えば先ほども御答弁させていただきましたが、

0.05、0.06ぐらいで2時間、これなら明らかにとめる、2時間連続して超えていますから。その場合、それをただ見ているだけではなくて、先ほども申しましたが、ごみの投入量を落としたり、活性炭をマックスで吹き込んで、なるべく落とす努力をしながら2時間たっても絶対落とせないような場合には、それは焼却炉をとめるということでございまして、委託さんだから、職員だからというところでの違いはございません。

続きまして、クレーンの関係ですが、こちらに関しましては金額は安かったのですが、この指名業者に関しましては他団体での実績も加味しまして、こういうクレーンの工事をした実績があるところから選んだ結果がこういう金額の差になっているということでございます。

○資源推進課長（宮寺克己） 3ページの粗大ごみの処理施設につきましても、まず指名業者を選定する委員会において、その資料としまして機械工事の登録がある。その中でも例えばごみ処理施設の登録があるといった業者が何社かございまして、その中で実際に、3ページの例えば今回とりました菱和実業ですとか、その下の産機という会社、過去にも柳泉園組合の仕事もやっております。もちろんほかの事業所でもあるものと思いますが、そのようなまずは登録においてきちんにごみ処理施設のこのような工事ができますということを確認しております。そのようなことで、施工能力については判断をしているところでございます。

○総務課長（新井謙二） それでは、12ページの件でございます。管理棟・工場棟空調設備更新工事実施設計委託の契約の関係でございます。

先ほどの辞退の理由でございしますが、先ほど申した以上のことについてはわかってございませぬし、改めて業者のほうには確認はしてございませぬ。今回のことにつきまして、まず1社のほうから、期日までに成果品ができないということの辞退理由でございしますが、今回のこの設計委託におきましては既にエアコンが壊れているところがございしますので、柳泉園側としてはできるだけ早く設計をしていただいて、その設計をもとに入札をしたいと考えてございまして、このような形の期間ということになってございませぬ。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

水銀のところは、組合と業者との違いはないという御答弁でしたけれども、その辺はやはりある程度、どういうふうに対応するのかというあたりのすり合わせみたいところは、共通認識を持つということは当然これから行われると思っておりますけれども、ぜひそういうところをきちんとした中で事業として進めていただきたいと要望させていただきます。

あと、契約の関係の2ページ、3ページに関しましては、ほかのところでは実際にやっているということで、柳泉園組合に関しては安く請け負ってくださっているということなのかもしれませんけれども、今まで例えば粗大ごみ処理施設で爆発事故があったりとかということもございましたので、その辺本当にきちんと、そうした人件費というところなど特に削られがちかと思しますので、働く人がきちんと働けるようなことになっているのかというあたりは、契約した後もきちんと十分に確認をしていただく中でそういう管理をしていただければと要望させていただきます。

それと、エアコンの設計の関係ですけれども、既に壊れているということで期限が急ぎだったというお話がありましたが、この辺の点検というあたり、そんなになかなか壊れるというその前の段階がわかるのかどうかということはあるかと思いますが、その辺の壊れてしまったということになる前の点検みたいなところはどうなっているのか、そこだけ最後に質問させていただいて、終わります。

○施設管理課長（横山雄一） エアコンの点検の関係なんですが、一応毎年、順次分けて、3年ごとぐらいにはちゃんと点検しているのですが、やはり16年もうたっておりますので、だんだん設備の機械とか部品とかの購入が困難になってきておりますので、ここで全部を実施設計して計画的に直す予定にしております。

○議長（田中のりあき） よろしいですか。ほかに質疑は。

○6番（たきしま喜重） 先ほどの4番、後藤議員のご質問のところ、少し聞いていまして、また非常におもしろい質問だなと思って、私も見ていたところだったのですが、6ページのところなのですが、有害ごみで蛍光管の回収の部分で、人口比という部分で、西東京の市民の方たちは非常にこの辺、先ほどの御答弁の中から言うと、LEDとかの使用率が高いのかなと思って見ていたんですが、御答弁を聞いていますと、西東京市、この回収してきた蛍光管とかはホワイトボードに数をチェックして、その把握をしているのがこちらの今の組合のほうで、それをここの資料に載せているという御答弁だったと思うのですよ。それを聞いてしまうと、では、この西東京市のこの数字というのがよく受けとめていいのかなと思えなくもないですし、業者さんがもしかしたらチェックをし忘れているのではないかと受けとめてしまうんです。その辺、もしくはこの資料自体がその程度のものなのかなと受けとめられなくもないんですよ。この辺のところについての御見解をもう一回お願いしたいのですけど。

○資源推進課長（宮寺克己） 確かに西東京市について今回、普通に人口割合で考えれば

数量的にはあまりほかの市と変わらないということもございますので、こちらにつきましては改めまして、西東京市のほうに御確認をさせていただいて、間違いなくその数字を書きいただいているということとと思いますが、確認をさせていただいて、また御報告させていただきたいと思います。

○6番（たきしま喜重） ありがとうございます。

そうですね、やはりせつかく少ないのであれば、それはしっかりと徹底しておいていただかないと、ここの御答弁で業者さんのせいのような言い方をされてしまうと、地元の業者さんたちも少しかわいそうかなという気もしますし、その辺徹底していただきたいなと思いますので、これは西東京市のほうの担当の部署になってくるのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（田中のりあき） 次に、「日程第9、議案第16号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番、小西みか議員の退席を求めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第16号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同約第13条に規定いたします議員のうちから選任する監査委員について、清瀬市選出の小西みか議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員でございます。よって、議案第16号、柳泉園組合監査委員の選任につきましては、原案のとおり同意されました。

ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました小西みか監査委員に御挨拶をお願い申し上げます。

○監査委員（小西みか） このたび皆様に御同意をいただきました清瀬市選出の小西みかでございます。

代表監査委員とともに業務監査、会計監査などをしっかり行っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第10、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。小山委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（小山實） 廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

まず、委員席の指定を行いました。

次に、委員長及び副委員長の互選を行い、私が委員長に、友野ひろ子委員が副委員長に当選されました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） 報告は終わりました。

○議長（田中のりあき） ここで、職員をして、議席番号表、追加議事日程表、特別委員会委員名簿、議員及び特別職名簿を配付いたさせます。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成29年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 田 中のりあき

議 員 深 沢 まさ子

議 員 小 西 み か